

## 日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュールの主な変更点 2023年11月



- ・インフルエンザ菌b型（ヒブ）の接種の最高年齢の修正、接種間隔の1回目と2回目、2回目と3回目に追記しました。
- ・肺炎球菌（PCV13）の接種間隔の1回目と2回目、2回目と3回目、3回目と4回目に追記しました。

# 日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュール 2023年11月



ワクチン	種類	1回目接種の 最低年齢・月齢	定期接種/臨時接種の時期	最後の接種の 最高年齢	最短の接種間隔				
					1回目と2回目	2回目と3回目	3回目と4回目	4回目と5回目	5回目と6回目
インフルエンザ菌 b型（ヒブ）	不活化	2か月	2か月-5歳未満（注1）	特になし	1歳以上では1回のみ接種				
					3週（1回接種した現在2-11か月の児） 3週（最終投与として）（最初の接種が 12か月未満で、現在1-4歳の児）	3週（2回接種した現在2-11か月の児） 3週（最終投与として）（最初の接種が 2-6か月で、2回目の接種が12か月未 満で、現在1-4歳の児） 7か月（最終投与として）（1回目と2回 目の接種が7-11か月で、現在1-4歳の 児）	7か月（最終投与として） （3回目の接種が12か月未 満で、現在1-4歳の児）	—	—
肺炎球菌（PCV13）	不活化	2か月	2か月-5歳未満（注2）	特になし	1歳以上では上限2回、2歳以上では上限1回のみ接種				
					4週（1回接種した現在2か月-1歳の児） 60日（最終投与として）（最初の接種が 1歳で、現在1-5歳の児）	4週（2回接種した現在2か月-1歳の児） 60日（最終投与として）（2回目の接種 が12か月未満で、現在2-5歳の児、また は、最初の接種が12か月未満、2回目の 接種が1歳で、現在1-5歳の児）	60日（最終投与として）（3 回接種した現在1-5歳の児）	—	—
B型肝炎（HBV）	不活化	生下時	12か月まで（通常2か月から開 始）	特になし	4週	16-20週（1回目より20週以上あける）	—	—	—
ロタウイルス	生	6週（ただし、生後 15週未満）	1価ワクチン（ロタリックス®） 6週-生後24週0日 5価ワクチン（ロタテック®） 6週-生後32週0日	1価ワクチン（ロタリッ クス®）生後24週0日 5価ワクチン（ロタテッ ク®）生後32週0日	4週	4週（5価ワクチン ロタテック®のみ）	—	—	—
4種混合（DPT-IPV）	不活化	2か月	2か月-7.5歳（注3）	小児（15歳未満） （注3）	3週	3週	6か月	—	—
3種混合（DPT）	不活化	2か月	2か月-7.5歳	特になし	3週	3週	6か月	6か月（注4）	6か月（注4）
不活化ポリオ（IPV）	不活化	2か月	2か月-7.5歳	特になし	3週	3週	6か月	6か月（注5）	—
2種混合（DT）（注6）	不活化	11歳	11-13歳未満	特になし	—	—	—	—	—
BCG	生	0か月	12か月まで（通常5-8か月） （注7）	4歳未満（注7）	—	—	—	—	—

# 日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュール 2023年11月



ワクチン	種類	1回目接種の 最低年齢・月齢	定期接種/臨時接種の時期	最後の接種の 最高年齢	最短の接種間隔				
					1回目と2回目	2回目と3回目	3回目と4回目	4回目と5回目	5回目と6回目
麻疹、風疹 (MR)	生	1歳	1回目は、1歳以上2歳未満、 2回目は5歳以上7歳未満で、 かつ、小学校入学前の1年間	特になし	4週	—	—	—	—
水痘	生	1歳	1歳-3歳未満	特になし	3か月 (13歳未満)、4週 (13歳以上) (注8)	—	—	—	—
おたふくかぜ	生	1歳	—	特になし	4週	—	—	—	—
日本脳炎	不活化	6か月	1-3回目 (1期) は、6か月以上90 か月未満 (通常3歳から開始)、4 回目 (2期) は9歳から13歳未満 (注9)	特になし	1週	1週 (1期2回接種後の場合は、最低6か 月以上 (通常1年程度) あける)	4週 (定期接種年齢の範囲で 数年あける)	—	—
インフルエンザ	不活化	6か月	—	特になし	4週 (2-4週) (13歳以上は、1回接種)	—	—	—	—
ヒトパピローマ ウイルス (HPV)	不活化	2価ワクチン (サーバリックス <sup>®</sup> ) 10歳  4価ワクチン (ガーダシル <sup>®</sup> ) 9歳  9価ワクチン (シルガード <sup>®</sup> 9) 9歳	12歳-16歳の女子 (小学校6年生 から高校1年生相当)	特になし	2価ワクチン (サーバリックス <sup>®</sup> ) 1か月以上の間隔で2回接種した後、3回目は1回 目から5か月以上、かつ2回目から2か月半以上の間隔をおいて接種  4価ワクチン (ガーダシル <sup>®</sup> ) 1か月以上の間隔で2回接種した後、3回目は2回目か ら3か月以上の間隔をおいて接種  9価ワクチン (シルガード <sup>®</sup> 9)  [15歳未満 (小学校6年生の学年から15歳の誕生日の前日まで) で1回目の接種を受 ける場合] ・1回目の接種から2回目までの接種間隔が最低5か月以上であれば2回接種 (1回目を15歳前に接種すれば、2回で接種完了) ・1回目の接種から2回目までの接種間隔が5か月未満であれば場合は3回接種 ・2価及び4価ワクチンとの交互接種の場合は3回接種  [15歳以上で1回目の接種を受ける場合] ・2回目は1回目の接種の2か月後、3回目は初回接種の6か月後  ※1回目ないしは2回目に2価ないしは4価ワクチンを接種していても、2回目ないし は3回目に9価ワクチンを接種する (交互接種) ことは可能 (注10)	—	—	—	—

# 日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュール 2023年11月



ワクチン	種類	1回目接種の 最低年齢・月齢	定期接種/臨時接種の時期	最後の接種の 最高年齢	最短の接種間隔				
					1回目と2回目	2回目と3回目	3回目と4回目	4回目と5回目	5回目と6回目
新型コロナウイルス	不活化	成人用ワクチン (ヌバキソビッド® 筋注) 12歳	12歳以上 (注11)	特になし	3週 (初回：2回)	6か月以上	6か月以上		
	mRNA	成人用ワクチン (スパイクバックス® 筋注) 12歳	12歳以上 (注11)	特になし	→2023年2月に従来株ワクチンの使用は 終了	3か月以上 3回目以降は2価ワクチンを接種する	3か月以上	3か月以上	
	mRNA	成人用ワクチン (コミナティ®筋 注) 12歳	12歳以上 (注11)	特になし	3週 (初回：2回)	3か月以上 3回目以降は2価ワクチンを接種する	3か月以上	3か月以上	
	mRNA	小児用ワクチン (コミナティ®筋注5 ～11歳用) 5歳	5歳～12歳未満 (注12)	11歳	3週 (初回：2回)	3か月以上 3回目以降は2価ワクチンを接種する	3か月以上		
	mRNA	乳幼児用ワクチン (コミナティ®筋注 生後6か月～4歳用) 6か月	6か月～5歳未満 (注13)	4歳	3週	8週以上 (1～3回接種で1セット)			

注1 特別の事情（免疫不全状態など）で接種できなかった場合、特別の事情がなくなった日から2年まで、かつ、10歳に至るまでであれば定期接種の対象となる。

注2 特別の事情（免疫不全状態など）で接種できなかった場合、特別の事情がなくなった日から2年まで、かつ、6歳に至るまでであれば定期接種の対象となる。

注3 特別の事情（免疫不全状態など）で接種できなかった場合、特別の事情がなくなった日から2年まで、かつ、15歳に至るまでであれば定期接種の対象となる。

注4 4種混合ワクチンの接種回数は4回までに限られているので、百日咳予防のための5回目の追加接種については、就学前を目処に3種混合ワクチンを用いて行う（ただし任意接種）。6回目の追加接種も、11-13歳未満を目処に2種混合の代わりに3種混合ワクチンを接種してもよい（ただし任意接種）。（2018年版米国CDCのキャッチアップスケジュールを参照）。

<http://www.cdc.gov/vaccines/schedules/hcp/imz/catchup.html>

注5 4種混合ワクチンの接種回数は4回までに限られているので、ポリオ予防のための5回目の追加接種については、就学前を目処に不活化ポリオワクチンを用いて行う（ただし任意接種）。（2018年版米国CDCのキャッチアップスケジュールを参照）。

<http://www.cdc.gov/vaccines/schedules/hcp/imz/catchup.html>

注6 3種混合ワクチンで代用が可能（ただし任意接種）。

注7 特別の事情（免疫不全状態など）で接種できなかった場合、特別の事情がなくなった日から2年まで、かつ、4歳に至るまでであれば定期接種の対象となる。（詳しくは、結核とBCGワクチンに関するQ&A、厚生労働省ホームページを参照）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/bcg/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/bcg/)

注8 4週以上の間隔があていればよいが、13歳未満では、3か月以上の接種間隔を推奨する。

接種間隔に関しては2018年版米国CDCのキャッチアップスケジュールを参照。

<http://www.cdc.gov/vaccines/schedules/hcp/imz/catchup.html>

注9 【2005年5月からの積極的接種勧奨の差し控えを受けて】

1) 省令附則第3条に基づく特例対象者（1995年4月2日から2007年4月1日に生まれた者）で2011年5月19日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者は、20歳未満までは第1期および2期の不足分を定期接種として接種可能。

2) 省令附則第2条に基づく対象者（2007年4月2日から2009年10月1日に生まれた者）で2010年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者は、9歳以上13歳未満までは第1期および第2期の不足分を定期接種として接種可能。

具体的な接種については厚生労働省ホームページ(日本脳炎)を参照。

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/nouen\\_qa.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/nouen_qa.pdf)

注10 【2013年6月からの積極的接種勧奨の差し控えを受けて】

対象：令和5年度は平成9年度～18年度生まれ（誕生日が1997年4月2日～2007年4月1日の女性）、令和6年度は平成9年度～19年度生まれ（誕生日が1997年4月2日～2008年4月1日の女性）

期間：3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

※すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いてキャッチアップ接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価HPVワクチンを選択しても差し支えない。

具体的な接種については厚生労働省ホームページを参照。

・9価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン（シルガード<sup>®</sup>9）について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/hpv\\_9-valentHPVvaccine.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/hpv_9-valentHPVvaccine.html)

・HPVワクチンについて知ってください(リーフレット)（2023年3月7日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001067278.pdf>

・令和5(2023)年4月より「HPVワクチン」の接種の機会を逃した方も9価のワクチンを公費で接種できるようになりました(キャッチアップ接種のご案内チラシ案)（2023年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/001040794.pdf>

注11 1) 令和5年度も特例臨時接種を継続。

2) 最低でも2回の初回接種を済ませていれば、オミクロン株対応ワクチンを接種することができる。

3) 既にオミクロン株対応ワクチンの追加接種を受けている場合でも、基礎疾患のある方に限り、2023年5月8日～8月31日の間、オミクロン株対応ワクチンを接種できる。

4) コミナティ<sup>®</sup>筋注は初回接種（1回目と2回目）も、追加接種（3回目以降：オミクロン株対応）も、いずれも12歳以上で接種可能。

5) スパイクボックス<sup>®</sup>筋注については初回接種（1回目と2回目）ワクチンは、2023年2月で使用終了。追加接種（3回目以降：オミクロン株対応）は12歳以上で接種可能。

6) ヌバキソビット<sup>®</sup>筋注は12歳以上で接種可能。

注12 1) 令和5年度も特例臨時接種を継続。

2) 初回接種を2回完了後は、小児用オミクロン株対応ワクチンを接種。

3) 初回接種を2回完了後に従来型ワクチンでの追加接種を済ませている場合は、2023年8月31日までの間に、小児用オミクロン株対応ワクチンを接種できる。

4) 基礎疾患のある小児に限り、2023年5月7日までにオミクロン株対応ワクチンの接種を済ませていれば、2023年8月31日の間で、前回接種から3か月経過後に、再度小児用オミクロン株対応ワクチンを接種できる。

5) 1回目接種時は12歳未満だったが、2回目の接種前に12歳になった場合は小児用ワクチン、追加接種（3回目以降）時に12歳以上であれば成人用ワクチンを接種。

注13 1) 令和5年度も特例臨時接種を継続。

2) 3回の接種を終了する前に5歳になっても、乳幼児用ワクチンを接種。

参考（注11. 12. 13）：令和5年度 新型コロナワクチン接種についてのお知らせ（2023年4月26日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001068244.pdf>

定期予防接種の対象者であった間に、特別の事情により予防接種を受けることができなかった者は、特別の事情がなくなった日から2年を経過する日までの間は定期接種の対象者となる。ただし、ワクチンによっては年齢の上限があるので注意する（注1, 2, 3, 7）なお、ロタウイルスワクチンはこの制度の対象とならない。